*2023年11月(第4版)

機械器具 65 歯科用充填器

一般医療機器

歯科用充填器

「JMDN」 70680000

マーチン充填器

【形状・構造及び原理等】

「原材料】

本体:ステンレス鋼

[原 理]

本品は、歯科用セメントの歯科材料を歯牙に充填、塗布することが出来ます。

【使用目的又は効果】

歯科用セメント、歯科用充填用コンポジットレジン、歯科用支台築造材料、歯科用小窩裂溝封鎖材、歯科用裏層材料、歯科用覆髄材料、歯科用仮封材等の歯科材料又は覆罩材等の歯科用医薬品を歯牙に充填、塗布するため等に用いる再使用可能な手用器具をいう。ただし「歯科用圧入充填器」に該当するものを除く。

【使用方法等】

本品は、歯科用セメントを歯牙に充填、塗布します。

【使用上の注意】

- ①本品は未滅菌品であるため、使用に際しては必ず洗浄し、 【保守・点検に係る事項】に記載する滅菌条件又は医療機 関により確認され、検証された滅菌条件において滅菌を行 うこと。
- ②破損、曲がり等の原因になり得るので使用時に必要以上の力を加えないこと。
- ③使用後は、付着している血液、体液、組織及び薬品等が乾燥しないよう直ちに洗浄液等に浸漬すること。
- ④塩素系及びョウ素系の消毒剤は、腐食の原因になるのでできるだけ使用を避けること。使用中に付着した時には水洗いすること。

【保管方法及び有効期間等】

- ①保管にあたっては、洗浄をした後、腐食を防ぐために保管 期間の長短にかかわらず必ず乾燥をすること。
- ②滅菌済みのものを保管するにあたっては、再汚染を防ぐために清潔な場所に保管をするとともに、有効保管期間の管理をすること。

③歯科の従事者以外が触れないように適切に保管・管理する こと。

届出番号: 28B1X00005000211

【保守・点検に係る事項】

- ①使用後は、できるだけ早く血液、体液、組織等の汚物を除去し、職業感染防止のために洗浄・消毒すること。
- ②汚染除去に用いる洗剤は、洗浄方法に適したものを選択 し、適正な濃度で使用すること。
- ③洗浄装置(超音波洗浄装置、ウォッシャーディスインフェクタ等)で洗浄するときには、他の医療機器と接触して先端を損傷することがないように注意をすること。
- ④洗剤の残留がないように十分にすすぎをすること。仕上げすすぎには、浄化水(濾過、蒸留、脱イオン化等)を用いることを推奨する。
- ⑤洗浄後は、腐食防止のために、直ちに乾燥すること。
- ⑥使用(滅菌)前に、汚れ、傷、曲がり等、異常がないか点 検すること。
- ⑦点検後、セット・包装をし、下記に記載する条件又は医療 機関により確認され、検証された滅菌条件において滅菌を 行うこと。

滅菌方法:高圧蒸気滅菌

滅菌条件:温度132℃、時間10分以上

⑧強アルカリ/強酸性洗剤・消毒剤は、器具を腐食させるお それがあるので、使用を避けること。

金属たわし、クレンザー (磨き粉) 等は、器具の表面が損傷するので汚物除去及び洗浄の時、使用しないこと。

**【製造販売業者又は製造業者の氏名又は名称】

製造販売業者:株式会社 茂久田商会

連 絡 先: https://www.mokuda.co.jp

製 造 業 者:ケーエルエス マーチン 欧州会社/

ドイツ

KLS Martin SE & Co. KG/Germany